

(続紙 1)

京都大学	博士（法学）	氏名	高須 順一
論文題目	詐害行為取消権の行使方法とその効果		
（論文内容の要旨） 本論文は、2020年4月1日から施行される改正民法（以下「改正法」という。）の下での新しい詐害行為取消権の行使方法とその効果を検討するものである。 第1章「改正作業における議論の状況」では、2009年11月から2015年2月まで開催された法制審議会民法（債権関係）部会において、詐害行為取消権の法的性質に関して、第三者の下での執行忍容を認める見解（責任説など）の当否が議論されたものの、結局、第三者の下での執行忍容を前提とする詐害行為取消権制度の採用は断念され、債務者の行為の取消しと逸出財産の返還を原則とする折衷説が基本的に維持されることになった立法経過を踏まえ、法制審部会において責任説が理解されなかった理由に焦点を当てて分析を行っている。そして、責任説が第三者の下での執行忍容という手法を採用し、折衷説とは基本的発想を異にする見解であるがゆえに、立法に困難を伴うかのような忌避感・違和感が生じ、これを払拭できなかったこと、比較法的には第三者の下での執行忍容を認める見解が世界的趨勢になっているにもかかわらず、そのような理解を法制審部会において共通認識とすることができなかったこと、訴権説や対抗不能説などの第三者の下での執行忍容を許容する立場と責任説との共働を果たすことができなかったことなどが原因として考えられることを指摘する。 第2章「改正法のもとで採用された各規律の検討」は、本論文の中核をなす部分である。本章では、まず、その国の法制度として詐害行為取消権をどのように構築するかについて、①取引行為規制モデル（取引社会規範重視型＋総債権者保護型）、②限定規制モデル（債務者行為尊重型＋総債権者保護型）、③個別的規制モデル（取引社会規範重視型＋個別債権者保護型）、④例外的規制モデル（債務者行為尊重型＋個別債権者保護型）の4つのモデルがあることを示したうえで、これまでの判例法理との連続性が重視された改正法の下では、改正前と同様、個別債権者保護型と取引社会規範重視型を組み合わせた個別的規制モデルが妥当することを指摘する。 続いて、詐害行為取消権の本質が債務者の行為の取消しにあることを指摘した上で、折衷説に基づき付加的な給付請求を認める改正法の規律（民法424条の6）をどのように理解すべきかを検討する。そして、改正法は明治44年大審院判決以来の折衷説を承継したものであるが、折衷説は責任説的処理を否定しないものであるとする（多元説）。そして、多元説をとることにより、改正法の下でも責任説的処理が可能となり、逸出財産が不動産や動産の場合に返還を求めることなく直ちに強制執行手続によって債権の回収を図りうるメリットがあることを指摘する。 次に、改正法で新設された必要的訴訟告知の制度に関して、訴訟告知には判決効拡張保障型訴訟告知と権利行使保障型訴訟告知があることを前提に、新設された訴訟告知は前者のタイプのものであるとする。 さらに、詐害行為取消権行使の効果を上げ、拡張される取消認容判決効の内容			

について検討する。そして、取消認容確定判決のうちの取消請求認容部分は形成判決の性質を持つものであって、この形成判決の実体的側面が債務者の行為の効力を無効化するというものであり、この実体的側面は詐害行為取消訴訟の当事者間のみならず、債務者及びその他の債権者にも及ぶとする。また、形成判決の訴訟的側面、すなわち、判決によって取消しが認められた点について後訴において争うことを抑止する再起禁止効も認められるとする。他方、給付判決部分については、再起禁止効を認める実益も、その必要性もないとする。

第3章「改正法の下での具体的諸問題」では、第2章での理論面での分析と検討結果を踏まえ、実践面において、詐害行為取消訴訟の提起段階から、訴訟の係属段階を経て、認容判決の確定段階に至る流れの中で、第2章で提示した枠組みが具体的な解釈問題にどのように反映していくのかを、詐害行為取消訴訟の手続の進行に沿い、問題群ごとに実体面・手続面の両面から詳細に検討している。

第4章「改正法の限界とそれに対する責任説からの応答」では、詐害行為取消権の性質について折衷説を維持することにより不可避免的に生じる「歪み」が改正法のもとでも依然として残っていることを、付加的請求部分を残したことによる強制執行制度との接合の困難性、取消債権者の直接請求権と債務者の原状回復請求権とが併存することによる解釈上の混乱、現物返還を認めた場合における受益者の下で形作られている債権関係秩序との調整の必要性を例にとって指摘し、最終的な解決は、逸出財産が受益者の下で債務者の責任財産を構成しているとする責任説に基づく制度構築を待つほかないことを指摘する。

終章「全体のまとめ」は、第1章から第4章までで述べた内容を要約したものである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、著者が、弁護士として長年の経験により蓄積した知見及び法制審議会民法（債権関係）部会に幹事として参画することを通じて得た知見を踏まえ、詐害行為取消権は責任財産の回復を目的とする制度であるにもかかわらず、なぜ逸出財産の取戻しまで認められるのかという疑問を、債権法改正後の新たな詐害行為取消制度に対して投げかけ、その理論的な特徴と問題点を明らかにするとともに、実務における解釈運用を探究したものである。

本論文は、とりわけ、以下の点において、優れた学問的価値を有するとともに、実践的意義を有する。

第一は、法制審議会部会審議の内容及び改正前後の学説の分析を通じ、①新たな詐害行為取消制度の下で、詐害行為の取消しを内容とする本質的部分と逸出財産の取戻しを内容とする付加的給付部分を分離し、②詐害行為の取消しこそが債権の擲取力の回復、すなわち、責任財産の回復を担うことを示し、③付加的給付請求については、詐害行為取消権の内容を構成するものの、改正後の民法が列举する原状回復の方法は完結的なものではなく、受益者・転得者の下にある逸出財産に対する執行を排除するものではないことを明らかにした点である。責任法的無効と執行忍容の訴えを骨格とする責任説の思考様式を新たな制度に取り込むための枠組みを理論的に提示するものであり、優れた内容となっている。

第二は、著者が本論文において構築した理論を、新たな制度の下での詐害行為取消訴訟の提起から認容判決の確定までのプロセスに沿って展開し、既に現れている諸説に対する批判的検討も踏まえ、実践的な解釈論として提示した点である。理論的な探究を通じて構築した枠組みをもとに、その枠組みを実務で活用する具体的方策を示す本論文は、高度専門職業人が執筆する博士論文の1つのモデルといえるものである。

もとより、本論文には、さらに詰めるべき課題が残されている。特に、著者は、詐害行為取消制度は専ら責任財産の回復を目的とした制度であるとの責任説の立場を前提にして論旨を展開しているが、新たな詐害行為取消制度が目的とするのは責任財産の回復に尽きるのか、債権者間の平等確保や債務者の事業継続の保障といった価値の実現もまた、この制度の基礎をなしているのではないかなど、まさに詐害行為取消制度を支える原理ないし価値に踏み込んだ考察が求められるところである。もっとも、これは、わが国の民法学自体が直面する課題であり、学界全体として取り組むべきものであって、本論文の価値を聊かも損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものである。

また、令和2年1月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降